平成２４年（フ）第６０５２号
大阪市淀川区木川西４丁目３番４号ザ・ゴウト新大阪402号
債務者　矢寺　加澄
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６９号
大阪府豊中市利倉西２丁目６番15―303号
債務者　吉留　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７０号
大阪府豊中市利倉西２丁目６番15―303号
債務者　吉留　孝子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３９号
大阪府守口市西郷通３丁目12番10号
債務者　ハピークリーニングこと　佐々木利己
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６０号
大阪市住之江区浜口西１丁目２番13号マスターズエル住之江205、住民票上の住所大阪市住之江区浜口東３丁目７番５号
債務者　前田　　良
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６１号
大阪市住之江区浜口西１丁目２番13号マスターズエル住之江205
債務者　前田　貴子（旧姓小堀）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４６号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目７番９号　福荘
債務者　武内　勇二
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３号
大阪府門真市城垣町21番６―402号
債務者　藤本　　昭
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―235号
債務者　高橋奈々子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２号
大阪市西成区千本北１丁目３番８号ランドマークミマツ　202
債務者　田中　正平
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４号
大阪市旭区大宮４丁目７番11号　さくらビル405号
債務者　松下　一枝
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４号
大阪府寝屋川市高柳６丁目13番25号
債務者　内田　光代
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４号
大阪府東大阪市東石切町４丁目６番47号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１号
大阪市都島区都島中通２丁目９番31―604号
債務者　山田　　進
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１号
大阪市北区国分寺２丁目３番９号　サンレスポワール607号室、前住所大阪市福島区福島７丁目３番11―204号
債務者　川角　恭子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７号
大阪市都島区都島本通４丁目２番３―402号
債務者　梅川　理子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１４号
大阪府寝屋川市境橋町28番41号
債務者　古木　一壽
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２３号
大阪府豊中市穂積２丁目８番３―102号
債務者　土山　秀昇
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部